

燕市観光 PR キャラクター「きららん」使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、燕市が所有するPRキャラクター「きららん」**商標登録第5684369号（商標出願番号商願2013-65040に係る商標）**（以下、単に「キャラクター」という）の使用に関する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターとは、別図の基本デザイン(4パターン)のことをいう。

(使用の範囲)

第3条 キャラクターは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 燕市及び燕市観光協会及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき
- (4) 特定の個人若しくは団体を燕市もしくは燕市観光協会が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 燕市又は燕市観光協会の事業、燕市又は燕市観光協会の関連する事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき
- (6) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し又は使用するおそれがあるとき
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- (8) 求人広告に使用するとき
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき
- (10) 消費者保護の観点からふさわしくないと認めるとき
- (11) 人権を侵害するおそれがあるとき
- (12) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるとき
- (13) その他、使用に当たって市長及び燕市観光協会事務局が適当でないと認めるとき

(使用承認申請等)

第4条 キャラクターの使用を希望する者は、「きららん」使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して、燕市指定の

申請書提出先に提出し、その承認を受けなければならない。提出先は別に指定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 燕市及び燕市観光協会が業務のために使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) 燕市の共催又は後援の事業で使用するとき

(使用承認等)

第5条 燕市は、前条の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に「きららん」使用(変更)承認通知書により通知するものとする。この場合において、燕市は使用条件を付すことができる。

- 2 燕市は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に「きららん」使用(変更)不承認通知書により通知するものとする。

(使用期間等)

第6条 キャラクターを使用できる期間は、燕市がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを期限とする。

- 2 キャラクターを使用できる期間を経過した後もその使用を続けようとする者は、再度使用承認申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、燕市が付した条件に従うこと
- (2) 使用承認を他に譲渡し—又は転貸しないこと
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) キャラクターの下部等適切な位置に、燕市の著作物であることを示す「©Tsubame City」もしくは、「©燕市」と表示すること。
- (5) キャラクターを使用して作成し—又は製造する物件(以下「使用物件」という。)が完成したときは、速やかに使用物件を燕市に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、使用物件の写真を提出すること。
- (6) 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係令を遵守すること。

(報告義務)

第9条 燕市は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(承認内容の変更等)

第10条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「きららん」使用変更承認申請書（第2号様式。以下「使用変更承認申請書」という。）を燕市へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の承認された内容の変更について準用する。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(基本デザインの改変等)

第11条 キャラクターを改変しての応用使用は一切認めない。

(使用承認の取消)

第12条 燕市は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき—又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、燕市が不相当と認めるとき。

2 燕市は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に「きららん」使用承認取消書によりその旨を通知する。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日（使用承認取消書に記載された年月日）以降、当該使用物件を使用してはならない。

4 燕市は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 前条の規定によりキャラクターの使用を取り消した場合、使用者に損害が生じても、燕市はその責めを負わない。

(権利の設定の禁止)

第14条 使用者は、キャラクターについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び

知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくキャラクターの使用権を第三者に対し、承認してはならない。

(紛争等の解決)

第16条 キャラクターの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者のキャラクターの使用において、燕市及び燕市観光協会に損害が生じたときは、燕市はその損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第18条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、燕市が定める。

附則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。